



2020年4月20日

各 位

会 社 名 株式会社 G - 7 ホールディングス
代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 金 田 達 三
(コード：7508 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 松 田 幸 俊
(TEL 078-797-7700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年4月20日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第45期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会および取締役会の運営について、柔軟な対応を可能とするため、株主総会および取締役会の議長を取締役社長ではなく、代表取締役とするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (招集者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。 (新 設) | (招集者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> が招集し、その議長となる。 2 <u>代表取締役</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。 3 <u>代表取締役が複数のときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の代表取締役がこれに当たる。</u> |

| | |
|---|---|
| <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p><u>3 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の代表取締役がこれに当たる。</u></p> |
|---|---|

3. 日程

| | |
|----------------------|-----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 (予定) | 2020 年 6 月 26 日 |
| 定款変更の効力発生日 (予定) | 2020 年 6 月 26 日 |

以 上